

【別紙参照 I】

事業の運営方針（介護）

- 1 事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

事業の運営方針（要支援）

- 1 事業所が実施する指定介護予防訪問看護は、利用者が要支援状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定介護予防訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び介護予防支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、高知市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【別紙参照 II】

(介護保険：1割負担を適応する場合)

【看護師による訪問】介護（※要支援）

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
	基本単位	基本単位	基本単位	基本単位
昼間	314単位 (※303単位)	471単位 (※451単位)	823単位 (※794単位)	1128単位 (1090単位)
早朝・夜間	393単位 (※379単位)	589単位 (※564単位)	1029単位 (※993単位)	1410単位 (※1363単位)
深夜	471単位 (※455単位)	707単位 (※677単位)	1235単位 (※1191単位)	1692単位 (※1635単位)

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

【理学療法士等による訪問】介護（※要支援）

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日2回までの場合	1日2回を超えて行う場合
	基本単位	基本単位
昼間	294単位(※284単位)	265単位(※142単位)

※理学療法士等による訪問看護については、1週間に6回を限度に算定（1回20分）

※以下の①又は②に該当する場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過している場合。

②算定日が属する月の6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が訪問看護を行なう場合。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。